

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第9号

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鳥取市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「研修を修了したもの」の次に「(次の各号のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から2年を経過する日の属する年度の末日までに修了することを予定している者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。